

障害者差別の解消に向けた今後の取組（案）

1. 相談窓口等のさらなる周知、より多く声を集める方法の検討

- ・ 広報物（当事者向け）の作成
- ・ ホームページへの掲載、SNS での発信
- ・ 庁内周知の徹底

2. 事業者への啓発

令和6年4月1日から事業者による合理的配慮が法的義務となる

- ・ 大阪府と連携した啓発
- ・ 広報物（事業者向け）の作成（参考になる好事例の収集）
- ・ 部会への事業者の参加